

SMGLレポート 2301-その1

※ ジャンルごとに、毎回テーマを変えてご案内します。

【金融】

金融引き締めが、再び始まる！？

この3月末をもって期限切れを迎えようとしている、二つの重要な金融関連法制度があります。その創設を強力に推進した人物の名を冠して、俗に「亀井法」と呼ばれた「金融円滑化法」と、「景気対応緊急保証制度」がそれです。前者については、重い罰則と厳しい報告義務を金融機関に課しつつ「返済条件の変更＝債務の繰延べ(リスク)」を実施しやすい環境を整え、資金繰りをサポートしようというものであり、後者は、保証協会＝国が、返済事故に100%責任を持つ(貸し渋りを防ぐ)事で、事業者への低利の資金供給を図ろうとするものでした。

※1 この法律は、実質的に貸出先の評価変更(債務者区分の引下げに伴う不良債権の増加)による貸し倒れ引当金の積増し義務の棚上げ、を容認するものでした。

支出(借入金の返済)を抑えて資金を捻出させる前者の仕組みと外部調達により資金を獲得させようという後者のポジションは、財務キャッシュフローという視点から捉えると、実はマイナスのマイナスがプラスに転ずるのと同様の、同じ政策効果を期待される関係にあったものと考えられますが、その両者が、未だ景気回復とは云い難い状況が続く中、何れも時限立法・時限措置として終了※2を宣言される可能性が高くなっています。

※2 不良債権の先送りに手を貸すだけ、という終了歓迎の声もありますが、将来展望の糸口も示せないままの打ち切りは、政策として無責任という他ありません。

その一方、専門家の間では、「金融円滑化法」は、すでに昨年夏場ごろから”死に体状態”にあるという見方※3

※3 事業再生の第一人者川野雅之氏の説。①金融機関の姿勢変化＝リスクの書き換えに応じず、サービサーへの債権譲渡、競売処分等が広がる傾向②金融庁

の対応変化＝是正指導窓口「大臣目安箱」の消極姿勢。迷走政府の決定より、国際ルール(自己資本比率の国際基準バーゼルⅡ)重視の動き+官僚の反乱一

が為されているのも又事実です。金融庁が、銀行のリスク是正指導を放置し始めたというのは、現政権を見限ったからかもしれません。当てにならない政府の顔色を伺ってリスクを続ければ不良債権は増え、自己資本は傷むばかり。加えて国際基準の仕切り線が高くなるとあっては、金融機関が防御策を講じるのは必定であり、国際業務を取り扱う(高い自己資本比率を要求される)銀行にあっては勿論、保証協会においても回収強化や貸出し枠の縮小が今後強まる事が懸念される折から、自社の資金手当はもとより、取引先の動向にも一層の注意が必要となって参ります。

現政権の発足当時、その後ろ盾となった民間シンクタンクは、「顔の見える金融」を標榜。外圧による自己資本規制強化の動き等、OB(オーバーバンクの略)論※4に対し、再編による規模の拡大は、地場に縁の薄い金融＝顔の見えない金融を促進するのみ(この仕組みの怖さはリーマンショックの経験で明らかな筈)で、リレバン(地域に密着し、地場企業支援を推進する金融機関の活動=リレーションシップバンキングの略)の精神にそぐわない、とする見解を示しました。実際、今尚その方針に沿い、リレバンを展開している地域金融機関も無いわけではなく、個人的にはそのような活動に期待を込めているのですが一

※4 自己資本増強や体力強化の観点から金融機関の合併・統合を進めるべしとする考え。リレバンを推奨する一方で金融再編というシナリオは、整合性に欠ける。